

印紙
貼付

契 約 書

役務の名称 救急自動車1か月点検整備業務（ハイメディック）

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、次のとおり契約を締結する。

- 1 契約金額
別紙単価表のとおり
- 2 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 契約保証金
「金 円」または「免除」
- 4 その他の事項
別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者 札幌市
代表者 市長 秋元 克広

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

契約単価表

救急自動車1か月点検整備業務(ハイメディック)

整備区分	(単位:1回あたり)
救急自動車1か月点検整備業務 ①電気系統異常有無点検 ②タイヤ異常有無点検 ③オイル及びオイルエレメント交換	契約金額(税込) 円

役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

（総則）

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の禁止）

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

（監督等）

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第9条 受託者は、各月の役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、各月の請負代金（契約単価に履行数量を乗じて得た金額（円未満の端数は切り捨て。））の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日

役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
 - (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することがで

役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

きないとき。

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めるときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求められない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履

役務―第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

仕 様 書

- 1 業務名
救急自動車1か月点検整備業務（ハイメディック）
- 2 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 業務内容
当市が指定した車両について、別紙1に掲げる点検整備等を行い、「道路運送車両の保安基準」を満たしているか確認すること。
- 4 整備対象車両及び点検整備予定表
別紙2のとおりとする。
- 5 追加整備
業務履行中に不具合箇所を発見した場合は、遅滞なく当市に連絡して指示を受けること。なお、当市に連絡せずに不具合箇所の整備を実施した場合、これに係る費用は、受託者負担とし、受託者の責任において整備を完了させること。
- 6 提出書類
各月の履行状況について、翌月初旬に完了届（別紙3）により報告すること。
なお、完了届には、内訳書（別紙4）及び車両ごとの整備内容がわかる書類（納品書等）を添付すること。
- 7 支払要件
完了届の提出後、委託者が実施する検査に合格した日以降、本市指定の請求書により請求することとし、支払については、適正な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- 8 その他
 - (1) 本業務における整備上の不良等に起因する不具合箇所が発生した場合は、受託者の負担により無償で修理を行うこと。
 - (2) 整備作業に伴い必要となる部品等（別紙1）のほか、本業務に係る全ての費用は契約金額に含めること。
 - (3) 整備対象車両は、長期修理や車両更新に伴い変更することがある。
 - (4) 当市職員が車両を搬入し、整備完了まで受託者の事業所等で待機して搬出する。
なお、出動等で搬入が遅れる場合は、その対応について協議するものとする。
 - (5) 本仕様書に疑義が生じた場合は、当市と協議するものとする。

（連絡先：札幌市消防局総務部施設管理課装備係 TEL215-2030 Fax271-0620）

1 電気系統異常有無点検

- (1) スターターモーター
スターターモーターB端子、S端子及びカプラーの接続状況に異常がないか点検すること。
- (2) バッテリー
バッテリー電圧について点検し、異常がある場合はバッテリー液量等を確認のうえ、必要に応じて補充すること。
- (3) アンメーター
オルタネーターが正常に作動しているか確認すること。

2 タイヤ異常有無点検

- (1) タイヤ残溝
タイヤの残溝を計測し、「道路運送車両の保安基準」に抵触していないか確認すること。
- (2) 空気圧
車両ごとに定められた空気圧の範囲内であるか確認すること。
- (3) その他
サイドウォールの傷やコードの露出等、走行に支障がないか確認すること。

3 エンジンオイル点検

- (1) エンジンオイルのにじみや漏れ等がないか点検すること。
- (2) エンジンオイル及びオイルエレメントを交換すること。

4 整備完了後の書類への記載等について

- 整備完了後は、「自動車台帳（点検整備記録）」に、下記(1)から(4)について記入すること。
- (1) バッテリーの電圧値を記載すること。
 - (2) 全タイヤについて、残溝mm数及び空気圧を記載すること。
 - (3) 整備概要欄に、「救急車1か月点検」と記載すること。
 - (4) 整備時点の走行距離について記載すること。

5 その他

- (1) 点検の結果、バッテリー液の補充が必要な場合は、受託者の負担とする。
- (2) 契約書別紙に定める単価表に基づき、該当月の点検実施回数分を毎月請求すること。

点検整備予定表 及び 入庫合計回数

R8.6.1現在

別紙 2

No.	所属	車種	登録番号	初度登録年月	車名	型式	車検満了日	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	入庫 合計
1	救急課	救急車	札幌 800 た 2791	R1.11.15	トヨタ	CBF-TRH226S	R9.1.28	⑥	救	救	救	救	救	車	救	救	7回
2	豊水	救急車	札幌 800 た 9631	R7.2.4	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.2.3	救	車短	救	救	救	救	救	⑥	救	7回
3	幌西	救急車	札幌 800 た 9632	R7.2.4	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.2.3	救	車短	救	救	救	救	救	⑥	救	7回
4	山鼻	救急車	札幌 800 た 9633	R7.2.4	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.2.3	救	救	救	救	救	車短	救	救	救	8回
5	北	救急車	札幌 800 た 7290	R5.3.20	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.3.19	救	救	⑥	救	救	救	救	救	車	7回
6	北エルム	救急車	札幌 800 ち 956	R8.2.2	トヨタ	3BF-TRH226S	R10.2.1	救	救	12	救	救	救	救	救	⑥	7回
7	篠路	救急車	札幌 800 ち 952	R8.2.2	トヨタ	3BF-TRH226S	R10.2.1	救	救	救	救	救	⑥	救	救	救	8回
8	新光	救急車	札幌 800 た 9635	R7.2.4	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.2.3	救	救	救	救	⑥	救	救	救	救	8回
9	東	救急車	札幌 800 た 7278	R5.3.17	トヨタ	3BF-TRH226S	R8.9.25	救	救	車	救	救	救	救	救	⑥	7回
10	東モエレ	救急車	札幌 800 ち 953	R8.2.2	トヨタ	3BF-TRH226S	R10.2.1	救	救	救	救	救	⑥	救	救	救	8回
11	栄	救急車	札幌 800 た 9636	R7.2.4	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.2.3	救	車短	救	救	救	救	救	⑥	救	7回
12	苗穂	救急車	札幌 800 た 9630	R7.2.4	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.2.3	救	救	車短	救	救	救	救	救	⑥	7回
13	南郷	救急車	札幌 800 た 7283	R5.3.17	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.3.16	救	救	⑥	救	救	救	救	救	車	7回
14	菊水	救急車	札幌 800 た 9634	R7.2.4	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.2.3	救	車短	救	救	救	救	救	⑥	救	7回
15	北郷	救急車	札幌 800 た 7279	R5.3.17	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.2.5	⑥	救	救	救	救	救	車前	救	救	7回
16	厚別	救急車	札幌 800 た 9637	R7.2.4	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.2.3	救	救	救	救	救	車短	救	救	救	8回
17	豊平	救急車	札幌 800 た 4865	R3.5.17	トヨタ	3BF-TRH226S	R8.10.25	救	救	救	車	救	救	救	救	救	8回
18	※1 月寒	救急車	札幌 800		トヨタ						6		救	救	救	救	4回
19	西岡	救急車	札幌 800 た 9638	R7.2.4	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.2.3	救	救	救	救	救	車短	救	救	救	8回
20	清田	救急車	札幌 800 ち 954	R8.2.2	トヨタ	3BF-TRH226S	R10.2.1	救	救	救	救	12	救	救	救	救	8回
21	北野	救急車	札幌 800 ち 958	R8.2.2	トヨタ	3BF-TRH226S	R10.2.1	救	救	救	⑥	救	救	救	救	救	8回
22	定山溪	救急車	札幌 800 た 2787	R1.11.15	トヨタ	CBF-TRH226S	R9.1.28	⑥	救	救	救	救	救	車	救	救	7回
23	西	救急車	札幌 800 た 7291	R5.3.20	トヨタ	3BF-TRH226S	R8.6.27	救	救	救	救	救	⑥	救	救	救	8回
24	発寒	救急車	札幌 800 た 9639	R7.2.4	トヨタ	3BF-TRH226S	R9.2.3	救	救	救	救	車短	救	救	救	救	8回
25	八軒	救急車	札幌 800 ち 957	R8.2.2	トヨタ	3BF-TRH226S	R10.2.1	救	救	救	⑥	救	救	救	救	救	8回
26	西野	救急車	札幌 800 ち 955	R8.2.2	トヨタ	3BF-TRH226S	R10.2.1	救	救	12	救	救	救	救	救	⑥	7回
27	手稲	救急車	札幌 800 た 2789	R1.11.15	トヨタ	CBF-TRH226S	R9.1.28	⑥	救	救	救	救	救	車	救	救	7回
28	救急課	非常用救急車	札幌 800 そ 7448	H28.3.11	トヨタ	CBF-TRH226S	R9.5.23		救			6			救		2回
29	中央	非常用救急車	札幌 800 た 1497	H30.11.8	トヨタ	CBF-TRH226S	R9.9.29			12			救			6	1回
30	幌西	非常用救急車	札幌 800 た 4864	R3.5.17	トヨタ	3BF-TRH226S	R8.11.29		救			車			救		2回
31	あいの里	非常用救急車	札幌 800 そ 8502	H29.1.25	トヨタ	CBF-TRH226S	R9.11.21		救			12			救		2回
32	新光	非常用救急車	札幌 800 た 2790	R1.11.15	トヨタ	CBF-TRH226S	R9.3.2		6			救			車前		1回
33	栄	非常用救急車	札幌 800 そ 8498	H29.1.25	トヨタ	CBF-TRH226S	R8.7.24	車			救			6			1回
34	菊水	非常用救急車	札幌 800 た 1460	H30.10.31	トヨタ	CBF-TRH226S	R9.6.25			救			6			救	2回
35	厚別	非常用救急車	札幌 800 た 1498	H30.11.8	トヨタ	CBF-TRH226S	R9.9.19			12			救			6	1回
36	南	非常用救急車	札幌 800 た 1461	H30.10.31	トヨタ	CBF-TRH226S	R8.7.27	車			救			6			1回
37	八軒	非常用救急車	札幌 800 た 2788	R1.11.15	トヨタ	CBF-TRH226S	R9.8.24	救	12	救	救	救			6		4回
38	手稲	非常用救急車	札幌 800 た 1459	H30.10.31	トヨタ	CBF-TRH226S	R8.7.28	車			救			6			1回
																	216回

※グレーのセルで表示した車検・定期点検実施月（車検・12検・6検）は救急車1か月点検の受検はしない。

※非常用救急車は、車両稼働状況を考慮して半年に1回（年2回）の入庫とする。

※1 月寒救急車については、納車前のため、現時点では登録番号は未確定である。

※整備対象車両は、長期修理や車両更新に伴い変更することがあるため、整備回数を保証するものではない。

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

名 称 救急自動車1か月点検整備業務（ハイメディック）〇〇月分

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

.....（以下、札幌市使用欄）.....

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

備考 立会人を省略する場合は、伺い文の「及び立会人」と「立会人 職 氏名」の部分に二重線を引いて使用すること。

様式9 点検整備記録

車種別	配置年月日 年 月 日	配置署所名 署(部) 課 係(所)	実施者の所属・氏名	供覧	
整備時走行距離	整備開始年月日	車検証有効期限の満了する日	●●(株) ▲▲店 札幌 太郎	課長	係長
100,000 km	令和7年●月●	年 月 日			

整備概要 救急車1か月点検 ※オイルのみ交換 または ※オイル及びオイルエレメント交換	タイヤ及びバッテリーの状態				
		左前	右前	左後	右後
	残溝 (mm)	9.5	9.4	8.9	9.0
	空気圧 (kPa)	400	400	375	375
	電圧値 (V)	12.7V			

確認書 (法定点検時のみ) 車検 12か月点検 6か月点検 3か月点検 1年点検 (査察車・連絡車)

引渡時	納車時	項目	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	車両周囲の確認	業者と共に傷の有無等を確認し、情報を共有
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	車検証記録事項	有効期間満了日を確認
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	リサイクル券	全車両該当
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自動車損害賠償責任保険証明書1	保険期間内であることを確認
<input type="checkbox"/> (無口)	<input type="checkbox"/> (無口)	自動車損害賠償責任保険証明書2	※車検完了直後は一時的に新旧混在することがある
<input type="checkbox"/> (無口)	<input type="checkbox"/> (無口)	緊急自動車届出確認書	該当車両のみ
<input type="checkbox"/> (無口)	<input type="checkbox"/> (無口)	車載型無線装置	電源が問題なく入ることを確認
<input type="checkbox"/> (無口)	<input type="checkbox"/> (無口)	車両運用端末装置 (AVM)	メインスイッチをACCにして、端末ロック状態であることを確認
引渡日	年 月 日	確認者	
納車日	年 月 日	確認者	

備考 定期点検時等の車両引渡し及び引取り時に各項目を確認し、□にレ点を記入すること。(非該当項目は「無□」にレ点を記入)
 車検完了時、保安基準適合標章で受領した場合は、後日確認すること。また、期日を過ぎないように注意すること。
 車検・定期点検整備時、車載型無線装置のハンドセットは取り外すこと。
 AVMの端末ロックに関しては、職員が工場内で待機している場合は対応不要とする。
 タイヤ脱着作業を行った場合、増し締めを行った場合は、整備概要欄に記載すること。